

建物状況調査 ご協力をお願い

平素は大変お世話になっております。

このたび区分所有者様の売買にあたり、「建物状況調査」に基づく検査を行います。

これに伴い、売買の対象となる専有部分（室内）だけでなく、共用部分についても検査を行います。

ご理解、ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

■「建物状況調査」とは？

平成28年の宅地建物取引業法の改正に伴い、不動産売買の際に、売主・買主の希望に基づき行われる検査のことです。検査基準は、国土交通省が定める「既存住宅状況調査方法基準」に準じており、この中で共同住宅（マンション）については、共用部分についても検査を行うよう求められています。

■誰が検査を行うのか？

国土交通省が定める既存住宅状況調査技術者講習を修了し、登録を受けた建築士が検査いたします。

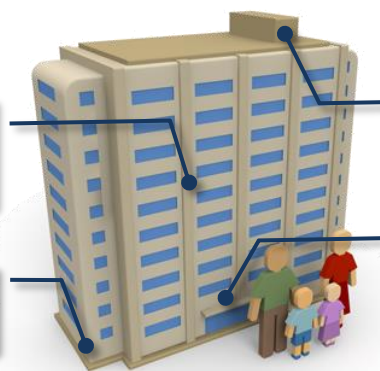
主な検査部位のイメージ

※以下はイメージです。建物の構造や工法、条件により検査項目や部位は異なります。

各所で写真を撮影します

専有部分内の床・天井・給排水管
バルコニー・共用廊下等

建物の外壁・基礎・躯体部分



屋上の防水層

エントランス等 共用部分内

① マンション外壁等の劣化状況の確認

外壁や基礎などに、ひび割れや著しい劣化などがいないかを確認します。



② コンクリート圧縮強度の確認

コンクリート強度を機器を用いて測定します。検査時に音がします。表面に薄く跡が残ることがあります。（躯体を痛めるものではありません）



建築確認年月日が平成11年5月1日以降の物件は検査を省略します。

③ マンション屋上の防水検査

屋上の防水層の状況を目視にて確認します。

【管理会社様へのお願い】

検査員が屋上へ入れるよう、検査当日の立ち合いおよび開錠をお願いいたします。

長期修繕計画表および過去の修繕履歴が確認できる書類をご提出いただいた物件は、検査を省略します。

<検査実施会社>



ジャパンホームシールド株式会社

〒130-0026 東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア17F

TEL. 03-6872-1157 FAX. 03-5624-1544

<http://www.homille.jp>

ホームル

検索